受理番号及び 受理年月日	管	14	‡ 名 <i>]</i>	支 び :	要旨		提	出	者
25 年 - 23 (25.11.15) 福		手及こる手研称 顔を大れで に利年て通れ話びれこ話究)手の使切ては発(障のた語農鳥をどですを話表うなき手のの、約平害たの取広べこ定、使者獲した。一切とはの成者の取広では、とす、使者獲した。	生	会というに変要でやこからさこう政し言選 国話ええを に。よ手え、備望は文えーうれ採こ府た語択 ・がな、備 於こり話な更をすな法るシ学て択と府に(の 地音い更に いれ感がいに目るく体人ョ校きさがは改手機 方声子に向 ても謝音子は的。手系たンでたれ明国正話会 公言どはけ 、ひ申声と手と やをちのは長た記汋障をが 共語も手た	全とし言さ話し 指もの手手い国さ去害含確 団とが話国え上語がを、つ音段話歴連れの者む保 体対手をににげと手言「 身言声とは史のて整基)さ に等話言先鳥る対話語手 体語言し禁が障い備本それ 対なを語駆取。等を話 なで語て止め害るを法のる し言身とけ県私なりし言 どあと大さっ者。進」他」 て語にし	「議た言すて語」のる同切れた権障めでのと「情でつて「鳥会ち語つ普法」動。様に、。利害、は意定「報あけ普取議はでけ及(「き手に守社」条者20「思め「保る、及県長、あけ、仮「や話、ら会」約権11全疎ら「障こ手、	鳥取県ろう 高長 水町 1 丁	耕三	

▶陳情事項 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、 聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話 が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる 環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を求める 意見書を国に対して提出すること。	